



第3章 途上国協力と模倣品対策



1. アジア諸国との連携

中国を始めとするアジア諸国の経済成長や企業活動のグローバル化に伴い、我が国とアジア諸国との経済的な相互依存関係は益々深化している。我が国企業の海外への依存度が総じて高くなっている中で、特にアジア地域の比重が高まっており、アジア諸国は製造拠点や販売市場として、我が国企業に大きな事業機会をもたらす重要な地域となっている。

しかしながら、欧米等の先進諸国と比較すると、アジア諸国における知的財産権の保護水準は決して十分とは言えない。2000年1月より途上国に対するTRIPS協定の履行義務が生じたこともあり、アジア諸国においても最低限の法制度は整備されているものの、その運用体制は未だに脆弱であり、審査遅延や模倣品の氾濫といった現象が日常化しているのが現状である。さらに、中国、韓国等の産業技術の発達とあいまって、我が国企業との間で特許権侵害事件が増加することも懸念される。アジア地域の経済成長を今後とも持続させ、かつ、我が国企業がアジアでの事業機会を十全に活用していくためには、アジア諸国における知的財産権の保護水準を向上させ、権利取得や権利行使に係るコストを引き下げていくことが不可欠である。

このような観点から、我が国特許庁はアジア諸国の知的財産権庁等との間で積極的な協力活動を推進している。多国間、二国間等の様々な枠組みを効果的に活用し、アジア諸国における知的財産権の保護水準の向上に向けた制度の導入や運用の強化を要請するとともに、その実現に必要な体制整備のため、人材育成や情報化に対する支援を行っている。このようにアジア諸国の知的財産権庁との連携を強化することは、多国間の枠組みや他の複数国間の枠組みにおける我が国のプレゼンス向上にも寄与するため、今後とも積極的に推進していくことが必要である。

近年、我が国はアジアにおける経済統合の実現を見据え、多くのアジア諸国との間で経済連携協定（EPA）や自由貿易協定（FTA）の締結を積極的に推進している。このような動きが進展すれば、知的財産権の分野においても、各国における保護水準の向上のみならず、各国間の制度調和に向けた協力活動がより重要となっていくことが考えられるが、我が国特許庁としては、日米欧三極での経験をも踏まえ、そのような活動を牽引していくことが重要である。

（1）経済連携協定（EPA）・自由貿易協定（FTA）

2002年11月30日、我が国初のFTAとなる日シンガポール新時代経済連携協定（JSEPA）が発効した。この協定の中には、知的財産に関する章が設けられ、（ ）日本とシンガポールに同一の発明に関する特許出願を行った出願人が、日本における特許審査の結果に係る情報を英語訳とともにシンガポール知的財産権庁に提出すれば、簡易な手続かつ安価な料金でシンガポールの特許を取得できるようにすること（2002年8月に実現）、（ ）シンガポール知的財産権庁が所有するインターネット上の知的財産権情報検索ポータルであるSurfIPと日本国特許庁の特許電子図書館（IPDL）データベースとを連携させること等が盛り込まれている。

我が国は現在、シンガポールに続き、メキシコ、韓国、タイ、フィリピン、マレーシアとの間で協定締結交渉を行っている。知的財産分野に関しても、TRIPS協定の水準を超えるルールの導入等を相手側に対して要望している。

(2) アジア太平洋経済協力 (APEC)・知的財産権専門家会合 (IPEG)

APECとは、アジア太平洋地域の21の国・地域をメンバーとして、貿易・投資の自由化・円滑化及び経済技術協力を目指す地域フォーラムである。1995年のAPEC大阪首脳会議において、貿易・投資の自由化・円滑化に関する15の優先分野の1つとして知的財産権が取り上げられ、それに対応した専門家レベルのフォーラムとしてIPEGが設立された。IPEGでは、貿易・投資の自由化・円滑化を促進するために、2001年にTRIPS協定履行完了に対応して作成された新しい共同行動計画 (CAP: Collective Action Plan) に従った活動を行っている。

IPEGの具体的活動としては、毎年2回の定期会合のほか、知的財産に関する官民合同セミナーやシンポジウムを開催している。2004年4月に開催された第18回IPEG会合では、JPOから近況報告、模倣対策に関する普及啓発活動について発表を行った。その他、日本からはIPR包括戦略のフォローアップ、IPRサービスセンターの設置促進等について発表が行われた。

(3) アジア諸国とのその他の会合 (2003年度)

会合名	開催月	場所	概要
日中特許庁長官会合 (第10回)	2003年11月	北京	両国の最近の取組、両庁間の協力、特許審査、模倣品対策について情報・意見交換。
日中商標会合 (第5回)	2003年11月	北京	両国の最近の状況、周知商標の保護、人材育成等について情報・意見交換。
日中商標実務者会合 (第2回)	2004年 3月	東京	周知商標の保護、分類問題 (ニース国際分類改正等) について情報・意見交換を行ったほか、中国での商標審査基準について、早期に策定・公表されることを要望。
日韓特許庁長官会合 (第15回)	2003年12月	東京	世界的課題、審査協力、情報技術、模倣品対策について情報・意見交換。
日韓機械化専門家会合 (第6回)	2003年 7月	東京	情報ネットワークとデータ交換に関する情報を交換し、2002年8月から実施している優先権書類電子データのオンライン交換を適切に運用するための手順書に合意。
日韓商標審査官会合 (第3回)	2004年 2月	東京	両国商標制度の近況報告、外国語商標の審査上の取り扱い等の審査運用について情報・意見交換。
日韓意匠審査官会合 (第3回)	2003年10月	東京	両国意匠登録制度の近況、意匠の保護対象及び意匠保護の国際的動向について情報・意見交換。
日中韓特許庁長官会合 (第3回)	2003年11月	東京	専門家部会を承認。また、各庁の取組、日中韓の特許庁に共通する課題、知的財産分野におけるグローバルな問題、ASEANへの協力について情報・意見交換。
ASEAN + 3会合 (第2回)	2004年 3月	シンガポール	2001年9月に東京でASEAN9か国並びに日中韓3か国の知的財産権庁長官等が集まり第1回会合を開催。今回は、日中韓からは課長クラスが参加し、日中韓を含む各国の現状の報告及び我が国特許庁から「日本特許庁の電子化の展望」と題した、審査結果の電子的な利用に関するプレゼンテーション等を実施。

2 . 途上国協力

知的財産権の保護強化を通じた途上国における貿易・投資環境の改善は、それらの国で事業活動を行う我が国企業のビジネスコストを引き下げただけではなく、対内直接投資の拡大による途上国経済自身の発展を通じて、世界経済の持続的な成長に寄与するものである。このような観点から、我が国特許庁においては、従来より、アジア地域を中心とする途上国に対して、知的財産権の保護強化のための人材育成や情報化等を積極的に支援してきた。

2000年1月には途上国に対するTRIPS協定の履行義務が発生したこともあり、途上国における法制度は概ね整備されたと考えられるため、今後は、運用体制の強化を中心に支援していくことが重要である。また、途上国によって知的財産権の保護水準や我が国との貿易・投資実態が大きく異なるため、協力の実施に当たっては、我が国産業界のニーズを踏まえて対象国・分野等の優先度を十分吟味するとともに、各国の状況に応じたきめの細かい計画を策定することが不可欠である。

(1) 人材育成協力

専門家派遣

WIPOジャパン・トラスト・ファンド¹、国際協力機構（JICA）の派遣スキームを活用して、主に我が国特許庁職員を途上国へ派遣し、審査実務、情報化等について現地指導を行っている。

研修生の受入れ

1996年4月から2004年3月までに、アジア太平洋地域の42か国1地域から官民あわせて1,854名の研修生を受け入れた。研修生から成る同窓会組織の運営にも力を入れており、我が国と途上国との人的なネットワークの構築にも大きく貢献している。

長期研究生（知的財産フェローシップ）の受入れ

WIPOジャパン・トラスト・ファンド事業の一環として、途上国において知的財産権の指導的立場にある者、もしくは今後その様な立場になる者を我が国に約6か月間招へいし、知的財産権に関する自主的な研究活動の場を提供している。

2003年度は、インドネシア、バングラデッシュよりそれぞれ1名の長期研究生を受け入れた。

また、我が国特許庁独自の事業としても6か月間、長期研究生受入を行っており、2003年度は中国（国家知識産権局）より1名の研究生を受け入れた。

¹ 我が国政府は、WIPOに対して1987年から任意拠出金を支出している。この拠出金を基に、信託基金「WIPOジャパン・トラスト・ファンド」が生まれ、国連アジア太平洋経済社会委員会（ESCAP）地域のWIPOメンバー途上国を対象として、長官会合、シンポジウム等の開催、研修生及び知的財産権研究生の受入れ、専門家派遣、知的財産権庁の情報化などの各種事業が実施されている。

フォーラム、シンポジウム等の開催

WIPOジャパン・トラスト・ファンドにより運営されている主な会合の開催実績は次のとおりである。

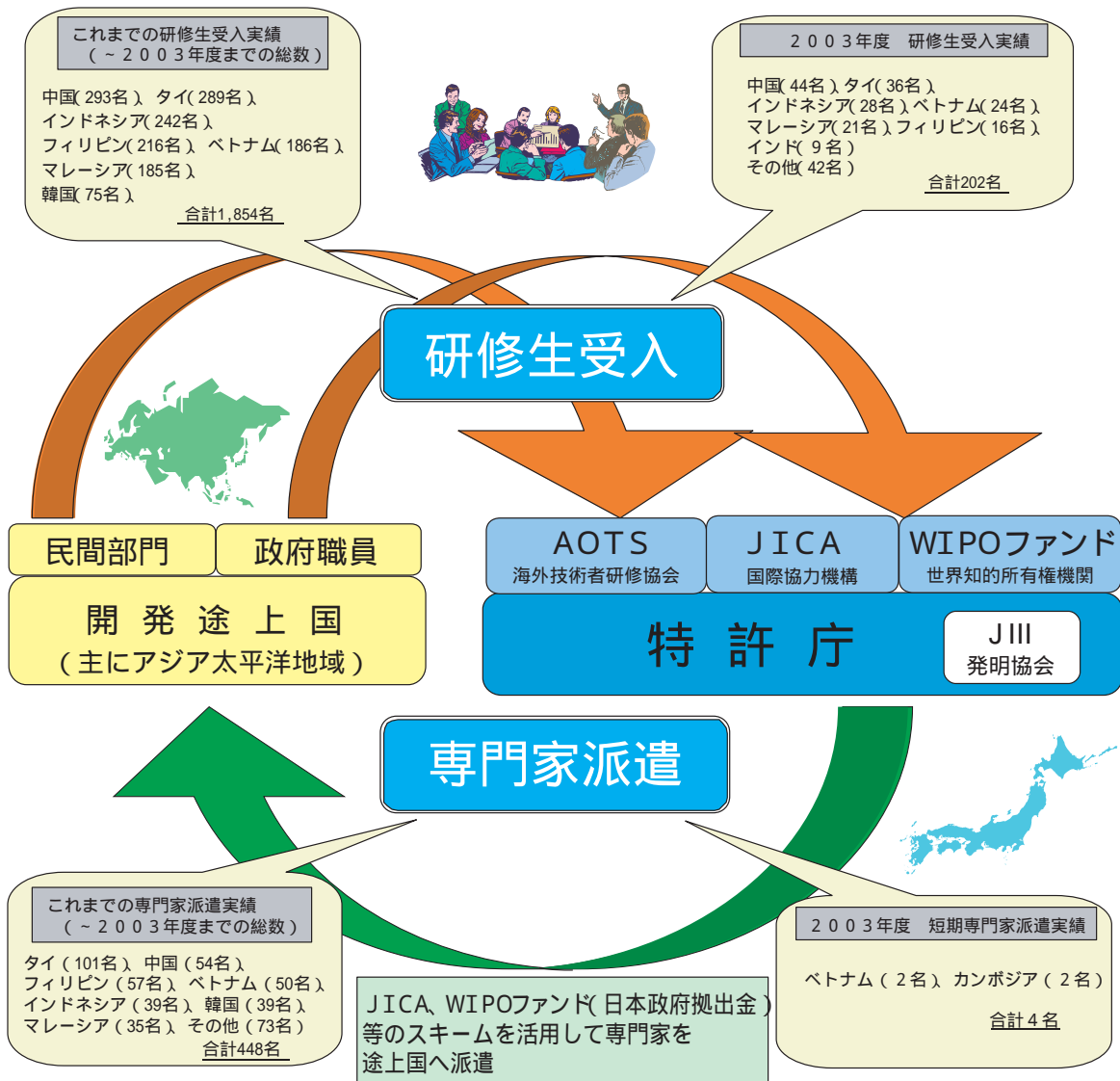
WIPOアジア太平洋地域ワークショップ

2004年3月に、バンコク（タイ）において「ブランド名を含む商標の保護により生じる経済的利益及び国際的な保護制度の役割」をテーマに開催され、22か国からの参加があった。

WIPOアジア太平洋地域講師育成支援セミナー

アジア太平洋地域内途上国各国より、自国において知的財産分野での講師となる人材を招へいし、講師を育成することを目的に開催されている。

2003年度は韓国において「研修政策・戦略・実行方針、研修カリキュラム、教材及び普及啓発活動について」のテーマのもと、22か国からの参加があった。



(2) 情報化協力

タイ知的財産権局に対し、1995年6月から2000年6月まで(5年間) JICAプロジェクト方式技術協力により我が国特許庁から長期専門家を派遣し、人材育成を通して特許文献検索システムを構築した。

フィリピン知的財産権庁に対し、1999年5月から2003年5月まで(4年間) 同方式により、長期専門家を派遣し、人材育成を通して出願事務処理システムを構築した。

ベトナム国家知的財産権庁に対しては2000年4月から同方式による出願事務処理システム構築の協力を実施中である。

(3) 審査協力

意匠審査結果の提供

途上国における意匠実体審査の処理促進を支援するために、日本及び協力対象国の両国に共通して出願された意匠登録出願について、日本における当該出願の審査結果(登録がなされた出願についてのみ)を相手国特許庁に対して提供する協力を行っている(タイ知的財産権局:2002年1月開始、ベトナム国家知的財産権庁:2002年9月開始。)

アジア産業財産ネットワーク(AIPN)の構築

AIPNとは、アジア地域の途上国知的財産権庁に対して我が国の審査関連情報を提供するシステムであり、修正実体審査制度(前掲)を有さないアジア地域の途上国知的財産権庁に対しても、対応する特許出願に係る我が国の審査結果を適切に提供するとともに、かかる審査結果の有効活用を通じて、これら知的財産権庁における権利取得を迅速化することを目的としている。

具体的には、アジア地域の途上国知的財産権庁の審査官が、ネットワークを通じて対応する我が国出願の経過情報、引用文献情報、特許付与後クレームの審査関連情報やパテントファミリー情報等を英語で入手できるシステムを構築し提供をしている。

3 . 模倣品問題への対応

(1) 模倣品被害と産業界における取組の現状

近年、海外における模倣品による被害が深刻化している。中国、台湾、韓国を始めとする東アジア地域における産業技術の発達に伴い、商標権や意匠権の侵害にとどまらず、特許権を侵害される事例も増えている。また、経済のグローバル化に伴い、東アジア地域で製造された模倣品が輸出されてアジア全域や欧米等の域外にまで流通し、中には我が国に逆流する場合もある等、模倣品による被害は大きな拡がりを見せている。

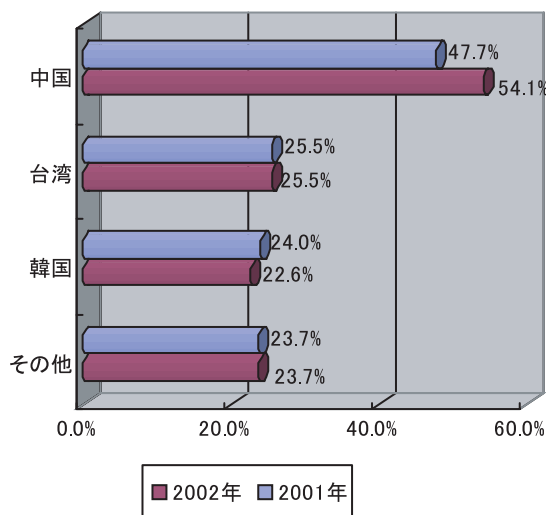
模倣品の氾濫は、我が国企業にとり、海外市場における販売機会の喪失、消費者に対するブランド・イメージの低下、製造物責任を巡るトラブルの増加等の悪影響をもたらすものであり、海外における事業活動に従事する上で、積極的に模倣品対策に取り組む必要がある。

最近においては、精力的な調査活動により模倣品の製造業者や流通ルートを特定した上で、現地取締機関に取締りを要請する等、模倣品対策に熱心に取り組む企業・業界が増えてきている。しかしながら、これらの取組には粘り強い努力が必要であり、人的・資金的制約の中で十分な対応ができていない場合も多い。また、個々の企業・団体単位による対応では現地政府・取締機関に対する交渉力に限界があることも否めない。

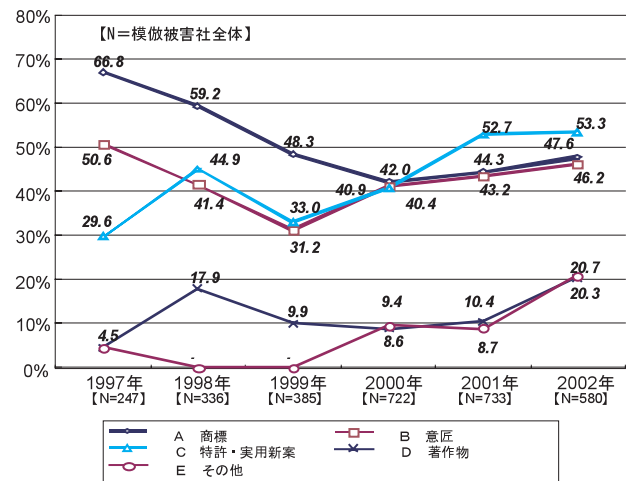
このような状況を踏まえ、業種横断的な産業界の連携を推進し、我が国政府と一体となって模倣品対策を強化するため、2002年4月に「国際知的財産保護フォーラム¹」が設立され、「産業界からの提言策定」、「侵害国政府への模倣品対策強化要請」、「情報交換・調査研究」、「侵害国政府に対する人材育成協力」といったプロジェクトを実施している。

【2003年度模倣被害調査報告書より】

【アジアにおける模倣品の製造国】(複数回答)



【模倣被害の態様の推移】(複数回答)



○模倣被害を受けた企業社数580社中、54.1%の企業が中国で模倣品が製造されたと回答(複数回答有り)。台湾(25.5%)、韓国(22.6%)がこれに続く。

「商標権」、「意匠権」の模倣件数を「特許・実用新案」が上回る。模倣品の質の高度化。

¹ 2002年4月に発足(座長:宗国旨英本田技研工業株式会社代表取締役会長)。2004年6月末現在167の企業・団体が参加。

(2) 模倣品問題に対する特許庁の取組

海外での模倣品問題の深刻化を踏まえ、特許庁においても様々な対策を講じている。

模倣品被害の実態に関する情報収集

海外における我が国企業の被害状況を把握するため、毎年、アンケートにより「模倣被害実態調査」を実施するとともに、北京、上海、香港、ソウル、台湾、バンコク等に所在する関係団体の事務所を活用し、知的財産権の権利行使に係る現地の法制度や運用の状況を調査している。これらの結果については、特許庁のホームページ¹等で広く公開している。

我が国企業への情報提供・相談対応

1998年に模倣品相談窓口（模倣品110番）を設け、我が国企業からの個別の相談に対応している。また、模倣品の被害が生じている国ごとに対策マニュアルを作成するとともに、現地において日系企業を対象としたセミナーを開催し、模倣品対策に必要なノウハウの提供に努めている。さらに、国際知的財産保護フォーラムとの連携を強化することにより、産業界の取組に対する支援を行っている。

相手国政府への働きかけ

中国、韓国、台湾等模倣品被害の深刻な国・地域に対しては、特許庁長官会合、ハイレベル経済協議等の二国間協議の場を通じて、相手国政府へ模倣品取締の強化を要請している。また、WTOのTRIPS理事会、WIPOエンフォースメント諮問委員会、APEC/IPEG等の多国間協議の場においても、模倣品対策強化の重要性を訴えかけている。

特に、中国の中央政府及び地方政府に対しては、一昨年度に引き続き国際知的財産保護フォーラムと政府が官民合同ミッションを派遣し、模倣品対策強化等の要請をした。このミッションには、宗国旨英・国際知的財産保護フォーラム座長が団長として、民間企業・団体からの代表者、政府関係者等総勢86名が参加した。

相手国政府に対する支援

模倣品被害の深刻な国・地域における取締りの実効性向上を図るため、現地の税関、警察、裁判所職員等の関係機関の人材育成を支援している。毎年、アジア各国から研修生を受け入れるとともに、2003年度には、中国・浙江省においてセミナーを開催した。

国内取締機関との連携・水際対策の強化

国内での模倣品製造・流通を防ぐため、我が国の税関や警察からの侵害事件に関する照会に対応する等、取締機関との連携を図っている。また、商標権侵害物品に加え特許権、実用新案権及び意匠権を侵害する物品を輸入差止申立制度の対象とするため、2003年4月に関税率法の改正を行い、税関長からの特許庁長官への意見照会制度を設けるなど所要の措置を講じている。また、2004年4月の関税率法改正では、認定手続きの迅速化・適正化を目的に、認定手続きが開始された場合に権利者及び輸入者に対し、その氏名及び住所等を双方に通知する制度等を設けた。

東アジア地域から模倣品が流入する事例が絶えないことから、今後とも、このような連携を強化することが重要となっている。

¹ 模倣品被害の実態 (<http://www.jpo.go.jp/torikumi/mohouhin/mohouhin2/jittai/jittai.htm>)

形態模倣に対する保護の強化

知的財産推進計画2004において、模倣品被害等への対応策として、「2005年度から、出願中の案件に関し模倣品が発生したときは、直ちに意匠審査に着手し、出願手続に瑕疵のないものについては1か月以内に一次審査結果を通知する。」ことを決定し、2005年度から意匠の早期審査の対象となる案件のうち、特に権利化について緊急を要する実施関連出願を対象として、早期審査の申し出から1か月以内に一次審査結果を通知する運用を開始する予定である。

消費者等に対する啓発活動

小冊子やインターネットコンテンツを製作・頒布することにより、善意の消費者の被害を防ぐために模倣品流通の実態について周知するとともに、故意による模倣品購入を防ぐために知的財産権保護の重要性を訴えている。また、『模倣品撲滅キャンペーン』を実施し、ポスターやテレビCMなどを使い積極的に啓発活動を行なっている。



模倣品キャンペーン用.
テレビCM&ポスター



一般消費者向け小冊子
「ファブリカトゥール」



流通業者向け冊子
「No Fakes」



特許庁作成の啓発用インターネット・コンテンツ

(<http://www.jpo.go.jp/torikumi/mohouhin/mohouhin2/kanren/1403-069.htm>)